

災害時における栄養・食生活支援活動の協力に関する協定

羽村市（以下「甲」という。）と公益社団法人東京都栄養士会（以下「乙」という。）は、災害時における栄養・食生活支援活動の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、災害時に甲が実施する栄養・食生活支援活動に対する乙の協力に関して必要な事項を定める。

（協力要請）

第2条 甲は、災害時に栄養・食生活支援活動の必要性が生じた時は、乙に対し協力を要請することができる。

2 甲は、前項の必要がなくなったときは、乙に終了を通知する。

（管理栄養士・栄養士の派遣）

第3条 乙は、甲から協力の要請を受けた時は、日本栄養士会災害支援チーム東京（JDA-DAT/TOKYO）と連携し、管理栄養士・栄養士を派遣する。

（指揮命令）

第4条 乙から派遣された管理栄養士・栄養士は、甲の指定する者の指揮下に入り、業務を行うものとする。

（管理栄養士・栄養士の移動・生活手段）

第5条 管理栄養士・栄養士の現場までの移動手段・生活手段等については、原則として乙が確保し、継続した活動を行うものとする。

（協力内容）

第6条 乙が行う業務は、次の各号に掲げる業務とする。

- (1) 被災者（要配慮者含む）への巡回栄養相談
- (2) 避難所での食事状況調査や衛生指導、栄養健康教育
- (3) 特殊栄養食品（アレルギー対応食、乳児用ミルク、離乳食、高齢者用食品、疾病者用食品等）の提供に係る支援
- (4) その他状況に応じた必要な支援活動

（報告）

第7条 乙は、前条に規定する業務を行ったときは、その状況を記録するとともに、業務の終了後、任意の様式により甲に報告する。

（個人情報の保護）

第8条 乙及び派遣された管理栄養士・栄養士は、栄養・食生活支援活動を行うに当たり、業務上知り得た対象者及びその家族等の個人情報を漏らしてはいけない。

（費用負担）

第9条 甲の要請に基づき、乙が第6条第3号に規定する業務を実施した場合に要する経費は、甲が負担する。

2 前項に規定する費用弁償等の額については、甲と乙が協議の上、決定する。

（補償）

第10条 甲は、この協定に基づく業務に従事する者に、その責めに帰することができない理由

による死亡その他の事故が生じた場合は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第84条第1項の規定による東京都市町村消防団員等公務災害補償条例（昭和63年東京都市町村総合事務組合条例第19号）の例によりその損害を補償する。ただし、同一の事故について当該従事者が他の法令により療養その他給付若しくは補償を受けたとき、又は第三者から損害賠償を受けたときは、これらの価格の限度において損害賠償の責めを免れる。

（連絡責任者）

第11条 甲及び乙は、本協定に基づく担当部署を定めるとともに、連絡責任者を選定する。

2 甲及び乙は、前項の規定により担当部署及び連絡責任者を定めた場合は相互に通知する。

（訓練）

第12条 甲は、この協定に基づく乙の協力が円滑に行われるよう、甲が主催する防災訓練、研修会等に乙の参加を要請することができる。

（有効期間）

第13条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに、甲又は乙のいずれからも解除又は変更する意思表示がない時は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（協議）

第14条 この協定に定めのない事項又は解釈について疑義が生じた時は、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙が記名し、それぞれ1通を保有する。

令和8年 6月 11日

甲 東京都羽村市緑ヶ丘5-2-1

羽村市

羽村市長 橋本 弘山



乙 東京都新宿区四谷三丁目9番地

公益社団法人東京都栄養士会

代表者 会長 西村 一弘

